

(参考)消費税率及び地方消費税率の引上げについて

- ①消費税については、平成26年4月1日より5%（うち地方分1%）から8%（同1.7%）に引上げ※
- ②地方税法の規定に基づき、本市においても、引上げ分の地方消費税収（約15億円）はすべて社会保障施策に要する経費（約133億円）に充当

※ 消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法（平成24年8月成立）

<地方消費税率引上げの概要>

- ◆引上げ分の地方消費税収については、「社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会福祉給付並びに少子化に対処するための施策）」その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充当（地方税法第72条の116）

[地方消費税率] 平成26年4月 1%→ 1.7%

平成27年度決算額

<歳入>	引上げ分の地方消費税収（地方消費税交付金）	・ ・ ・	1,503,878千円
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	・ ・ ・	13,320,043千円（一般財源分）

<拡充した主な市の社会保障施策（H26→H27）>

- ◆保育所の定員拡大 2,535人→2,767人（+232人、0～2歳児は+112人）[新規3か所]
- ◆民間保育所等への運営費補助を拡充 アレルギー対応の給食提供や教育的要素を取り入れた保育への補助を新設

平成27年度決算における社会保障4経費その他社会保障施策の要する経費

※民生費及び衛生費（環境経費を除く）の各事業のうち職員人件費及び各課の一般事務費を除く

単位：千円

款	項	目	経費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	6,049,154	3,153,374	2,895,780
		老人福祉費	2,325,608	409,218	1,916,390
		介護保険事業費	1,986,074	25,182	1,960,892
		その他	208,479	20,221	188,258
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,206,102	382,469	823,633
		児童措置費	7,571,625	5,312,226	2,259,399
		保育所費	635,713	172,296	463,417
		青少年育成費	420,070	231,626	188,444
		その他	527,414	312,547	214,867
	生活保護費	扶助費	3,644,047	2,329,244	1,314,803
		その他	17,337	4,238	13,099
衛生費	保健衛生費	予防費	801,653	21,335	780,318
		保健費	209,850	13,962	195,888
		その他	181,067	76,212	104,855
合 計			25,784,193	12,464,150	13,320,043